

2009年2月17日

No.87

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

## 「かんぽ施設」売却ついに撤回 又市副党首が追及 大臣「民営化法(売却条項)も見直す」



▲世田谷の施設を視察する又市副党首

又市副党首らの追及で、「かんぽの宿」など79カ所をオリックスに売り渡す契約は、2月13日、白紙撤回が決まった。

これに先立ち又市副党首は10日の総務委員会で鳩山邦夫大臣と西川・日本郵政(株)社長を追及し、大臣から「聖域なき見直しでございますので…疑惑を生んでおります「かんぽの宿」等、5年以内(に売却か廃止)…がいいかどうかも見直しの対象になる」と答弁させた。13日の撤回はこれを受けたものだ。

郵政民営化によって、全国の旧国有地(郵政)は多数が売却され巨額の利権を生んでいる。「かんぽ」の場合は、簡易保険加入者や一般国民の保養施設とさいたま副都心のスポーツ・宿泊施設「ラフレさいたま」(これだけでも60億円との指摘)など計70カ所、首都圏の社宅9カ所(49億円程度)も含め総額2400億円かけた物件をわずか109億円で。いまや社長以下住友系となった日本郵政(株)と宮内義彦・オリックス会長との「実際はなかった入札」など、裏取引の疑惑はほぼ立証された。

【又市】宮内氏は「政商」といわれ政府諮問機関の長として、規制緩和・民営化をリードしてきた。民営化ビジネスのインサイダー(内部精通者)であり、買い手として不適格でないか。→【大臣】そういう認識でけっこう。「李下に冠を正さず」だ。

【又市】郵政民営化全体が小泉・竹中路線による国民の資産の売り飛ばし・利権供与だった。竹中氏の「かんぽの宿は不良債権」呼ばわり、「購入してはいけないのか」発言は、総理の諮問機関に企業経営者が関与し、それを利用して自社の利益活動をしてよいということになる。→【大臣】公職にかかわったらそういう商売から身を引いてもらいたい。商売で行くんだという方は公職に就かないという倫理観を。

## 「人事局」法案化は憲法15条・28条に反す

又市副党首は12日の総務委員会で、甘利行革担当大臣らが「公務員制度改革基本法」をねじまげて高級官僚の天下りを公認した上、公務員の中立公正を守る第三者機関(人事院)をほぼ壊滅させる「工程表」で今国会に法案提出を決めたことを批判した。

【又市】政府は基本法の合意を逸脱して内閣に権力を集中。従順な官僚を作り国民から遠ざける案だ。憲法15条「国民全体の奉仕者」はどうなるのか。試験官や研修の講師を大臣等がお手盛りで選んだら、戦争賛美などゆがんだ公務員を育てる危惧がある。→【谷・人事院総裁】任用、試験、研修を内閣に移管しては中立公正が果せない。

【又市】公務員の労働基本権回復は先送り論が強い以上、賃金決定などの代償機能は当分維持せねばならぬ。人事院を廃し雇い主(政府)が一方向的に決めるのでは憲法28条に反す。→【谷総裁】最高裁の判例もあり、代償機能維持が必要だ。